

ワイマール期国法学における方法と主体の問題(6)ヘルマン・ヘラーの議論を中心にして

OHNO, Tatsuji / 大野, 達司

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

109

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

31

(発行年 / Year)

2012-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008485>

ワイマール期国法学における方法と主体の問題（六）

——ヘルマン・ヘラーの議論を中心にして——

大野 達 司

目次

はじめに

序章 問題状況——危機と国法学

一、国家学の危機

二、意思と理性

三、「市民」の危機（以上『神奈川法学』第二十八巻第一号）

第一章 価値相対主義と主体の問題

序、法解釈と意志

一、法生産の方法論

二、手続による憲法保障

三、権威と価値相対主義（以上『神奈川法学』第二十八巻第

二・三合併号）

第二章 主権論と個人

序、議会制論

一、憲法学・国家学の危機と主権論

二、主権と独裁

三、秩序と個人（以上『神奈川法学』第二十九巻第一号）

第三章 有機体論と権力国家

序、ヘラーと国家主義・ヘーゲル

一、カント主義批判と克服の道筋

二、新たな有機体

三、保守的世界観における国家と国民

四、権力国家思想と国法学（以上『神奈川法学』第三十二巻

第三号）

第四章 統合理論と伝統的市民

序

一、統合理論

二、民主的統合

ワイマール期国法学における方法と主体の問題（六）（大野）

三、「体験」概念をめぐって

四、市民と「体験」(以上『神奈川法学』第三十三巻第二号)

第五章 ヘラーの「国家学」→国法学からの転換と多元的理論

序

(1) ヘラーの基本的スタンスについて
(2) 科学的「客観性」と「体験」の相克

(3) 知と人格形成 (以上本号)

第五章 ヘラーの「国家学」→国法学からの転換と多元的理論

序

(1) ヘラーの基本的スタンスについて

本稿はワイマール期国法学の諸理論を、その方法論と社会観との関連を基礎に対比・検討してきた。そして、このような問題設定の焦点として、それぞれの「主体」概念の位置づけを取り上げ、認識論的主観と実践的主体とに対する理解の重なり合いに着目した。法哲学・国家哲学に対するアプローチ、つまり方法論は、同時に時代の実践的課題に対する解答の試みでもある。これまでの章では、ケルゼン、シュミット、カウフマン、スメントと対比しながら、ヘラーの議論に含まれる諸側面を照らしてきた。対比したこれらの論者もこのような方法問題の含意を自覚し、それをいわば世界観の問題としてもとらえていた。そこでの焦点だった公法実証主義を徹底させたケルゼンを批判するにあたり、各論者は、それを社会的ないし政治的、あるいは概念政治的関係の中に置いた。ヘラーの実証主義批判も激しいものだったが、一方でヘラーは、法固有の機能を社会形成の基盤としながら、固有の法治国家論を展開している。

したがって、ヘラーの主張は、法理論から国家学へ、という展開でありながらも、法のとらえ方、法と国家の関係の中に、ヘラーの主張の枠組みを見て取ることができる。その意味で、ヘラーの『国家学』は、政治学的であるとともに、なお法の概念形成、機能という法哲学観点からも検討する価値があると考ええる。本章では、これまでの検討を前提に、法概念と決定のとらえ方を中心に、ヘラーの主張を再構成し、本稿の締めくくりとしたい。

論争における諸議論の関係につき、イエリネク『一般国家学』に発する諸側面の発展形態とシュルプターは整理している。⁽¹⁾これはよく知られたものだが、ここで概略振り返っておきたい。イエリネクの一般国家学は体系的に完結したのではなく、そのいわゆる国家の二面説は一般国家学の二律背反を集約的に示しており、理論的学科として認識判断を行なう「一般社会学」「一般国法学」対実践的学科として価値判断を行なう「政治学」、そして因果的説明的「一般社会学」対規範的ドグマ的「一般国法学」「政治学」が、そのなかに並存している。一般国家学内部の三つの分野は以上のような二つの二項対立によって整理されるが、イエリネクのもとではこれら三者の統合は明確ではない。イエリネクは存在——当為の二元論という新カント主義的方法論をとり、自然法的思考様式から脱却しているが、それにかわるも統一的な国家理論とその方法を示さず、社会学と法律学との二元論に止まった。この二律背反の克服が、彼に続く国家学方法論の課題だった。

ケルゼンはこれらの学科を方法的・論理的観点で区分し、法学を規範科学に限定する方向をとった。これに対してスメントやヘラーは国家の現実的活動の過程 (Lebensprozess) のなかでこれらの学科を結合させるという方向に進んだ。つまり、「対象そのもの」には形式論理的観点では見極められない統一があると考えるためである。公法実証主義の展開としてみれば、ケルゼンはイエリネクの主張を方法的に洗練・貫徹させたといえる。だが、イエリネクの

意図をたどれば、むしろスメントーヘラーの線につながる。方法としては上述の三学科の関連を指摘することによって理論と実践の関係を立て直すことがイエリネクの問題解決の方針であり、対象の面からは、法・権力・道徳の関連を指摘し、国家と法との関係を見定めることがイエリネクの意図だということになる。したがってイエリネクの曖昧さは思考の混乱というより、いずれかの方法を特化せず、相互の関係を総体的にとらえなおしたといえよう。例えば「事実的なものの規範力」「規範的なものの事実的な力」といったような方法二元論の立場からは混乱した概念も、こうした観点からは当然の認識となる。⁽²⁾そしてこの意味では、こうした相互関係に着目するヘラーの国家学は、イエリネクの遺言執行人だということになる。⁽³⁾シュルプターはこのようにヘラーを位置づける。

中心的な論点である「国家の本質」をどこにみるかは、それを方法ではなく「対象の性質」からアプローチする場合、論者の国家観、主体観を如実に反映する。個人主義批判やブルジョア批判として論じられたヘラーやスメントの「国家論は、国家の本質論に仮託して自らの国家観、現状からの脱却方法を論じている。彼らの方法がときに政治的方法と呼ばれるのはそのためである。しかし、それは「国家」という対象の性質に関する主張にとどまらず、彼らの用いる方法にも反映されている。この方法の問題は世界観的転換や時代の問題をより抽象的な次元で包み込む、射程の広いものである。つまり、認識方法の問題は、主体と対象との関わりという知識社会学的な視点をもち、その社会観・国家観をも内含する。「危機」の源を掘り下げるなかで、認識主観の問題は、実践の主体の位置づけと不可分に扱われ、実証主義的な方法優位の科学主義的志向と異なり、それを再検討する過程で直接方法論に反映する。

こうした理論と実践の交差点に、決定の正当化問題が位置する。決定が正当化されると、理論的ないし学問的正当性のみならず、現実の義務づけにつながる。新カント派法哲学をめぐる論点の中心に価値相対主義がある。決定は客観的に正当化できるのか、客観的とはどのような意味か。法論理的に答えるのか、何らかの社会的事実の文脈を基礎

にするのか。「事実の規範力」や「規範の事实力」もまたこうした問題につながる。それは妥当性と実効性の関係に近いが、ことに法的決定の場合にこの双方は交錯し、そこに（ヘラーの意味とは違うが）「法哲学的」問題が成立する。妥当性にも「内容的」な正しさと、「権限を有する」ことによる正しさがあり、そのどこに重点を置いて考えるかで主張の性格は異なってくる。その二元論的をつきつめ規範的に権限問題に集約したのが一方でケルゼンだが、決断主義やヘラーの主権論の一面、カウフマンの権力国家論も政治的な意味でそのように理解できる。

実質的には一般に統一性と多数性、制度の安定性と決定に対する批判的立場の確保という二つの要請の調整が課題となる。もっともワイマール期の論争のように、「危機」を前提にして、それを（そもそも何の危機かが問題だが）どこで克服するかに集約して議論が展開されると、規範主義と決断主義のように、一側面のみが取り上げられる。しかし「法（哲学）的」問題はこの間に存在するのではないか。そして、統合理論や共同体論が多かれ少なかれ現体制の結果的受容を帰結するのに対して、決定の正当化を介してそれを批判的に合理化する視点は、合理性への懐疑が広がる時代的制約の中では「弱い」立場と考えられてしまう。

ヘラーが政治的ないし法的理論にみられる両極を批判して自説の立場を示そうとしたのは、そのためである。たとえば、実証主義／個人主義対有機体論、自然法論対英雄主義的決断主義、論理主義対生の哲学、サンディカリズム対エリートの循環などがそれであり、これまで取り上げてきた論者たちとの親近性と対決姿勢に、こうした対立図式をつくり上げながら自説を練り上げていく、ヘラーの個性がある。ヘラーの主張は、「現実科学的」な『国家学』に収斂していくため、法学的ないし法哲学的問題とは異なる地平に移行するスタンスないしプロセスが強調されるが、その前提には法や制度をめぐる上述のような関係への認識がある。

ヘラーが法則思考に反対するのはそのためで、当為と意志との関連をめぐる一連の議論は、結論については必ずし

も明瞭ではない部分があるものの、問題の所在を示している。その主張の中にも上述のような二つの水準がある。一つは当為の成立に関する理論的アプローチである。これは存在と当為、意志と規範の二元論に対する彼の批判の文脈に属する。ヘラーはその主要なテーマを彼が流布していると見た法則思考の克服に置いているが、それは理論的―方法論的のみならず、実践的―政治的におよぶ射程を有する。つまり、彼の法治国家論は、法則主義と決断主義の批判から成り立っているといえる。これが第二の水準である。それではヘラーの国家論は、この両者をどのような方向で克服しているのか。本稿(一)でみたように、ヘラーにとって、あるいはドイツ国法学にとって、前者、つまりそう理解された公法実証主義とその後継者、そしてそれらの背後にある思考法がまず問題だった。

「だがまさにこれらの具体的な全体性、ことに国家を、純粋な法則思考は決して考慮できない」⁽⁴⁾。「精神的には形而上学的合理主義に基礎づけられ、倫理、法、そして歴史的―政治的存在のこうした論理化は、心理学的には安全性の欲求に由来し、その信じ難い決定無能力は歴史的―個別的意識統一⁽⁵⁾体たる国家の動態を、たえず変化する、たえず意思行為により妥当させられ、そして維持されるべき法を担えない」。

その理論的な主唱者として念頭にあるのはケルゼンである。だがケルゼンの規範主義は、客観性の限界を、各妥当連関でとりうる解釈の確定に引いており、その結果、法システムは全体として無欠のシステムとされるが、その反面の結果として法形成は主観的な決定にゆだねられる。本稿(二)では、ケルゼンの純粋法学と民主主義的手続論を一応連続したものにとらえ、この主観的決定の側面に関わる彼の主張をみたが、それも含めてヘラー(あるいはシュミット)にとっては、内容を欠いた統一性、法則主義的規範主義の制度論にとどまっており、本来の意志的決定の要素

が依然欠落しているとされた。

もう一方の極は、いわゆるシュミット流決断主義であり、これは規範主義の裏面をいっそう直裁に表現し、問題を誰が決定すべきかに集約する（本稿（三））。シュミットを決断主義と見る評価が妥当かどうかはともかく、法則主義に対する批判は意志的決定の重要性に向けられており、この点ではヘラーはシュミットを評価する。

「…シュミットの決断主義説には、主権問題を意志の個性性による決定の問題として、すばらしい理由を挙げて通説に反対して主張したという大きな功績が認められ」ねばならない。⁽⁶⁾

ヘラーはしばしば、シュミットのように意志的決定を過大評価していると批判される。だがヘラーにとっては、決定の所在をこえていかにして意志的個性性を構成すべきか、いかなる役割をそれについて担うかが問題だった。ヘラーは続けていう。

「だが、今日の国家に多かれ少なかれ主意主義的独裁制を見る彼（シュミット）は、合理主義的法治国家自由主義の擁護者であるケルゼンと同じく、現代国家のなかに主権主体として考慮される意思統一体を見出し損ねている。純粹に理念的な法主権性の理論は実定法律に対する個別的決定の本質的意義を顧慮しないが、機関主権性説は反対に、最広義の法律に主権的意思個性性に関して与えられる決定的役割を見落として⁽⁷⁾いる」。

このように、法律ないし法と、意志、とりわけ主権者の意志との関係は、ヘラーの法理論と国家理論の中心点であ

り、その特徴を的確に示している。ヘラーの国家学は、国法学からの脱却過程、ないしは政治学的国家学の端緒と見られるが、確かに法の自立性を相対化し、その社会的存在様式に関心を集中しているものの、内容的にみると、少なくともその半分は国家の法的統制あるいは正当化がどこまで、どのようにして可能かを追求した法治国家論である。そこでは、「主権論」での意志統一体の論証から多様性という事実的前提を前にそれを確保する諸契機に重点が移り、法（律）と意志という基本構図は維持されつつ、社会的多様性とそれが関係する過程を多角的に整理する中で、法原則と社会的正統化イデオロギー、規範性と正常性、適法性 *Rechtmäßigkeit* と合法性 *Legalität* など、それ以外の契機が織り込まれていく。それらは「法」の過程、つまり法治国家を考察する上で、劣らず重要である。そしてまたそれは、法治国家の可能性あるいは臨界点を示している。そのため、法の妥当性問題が社会的実効性と重ねあわされたとらえられ（社会的妥当性）、とりわけこの局面で法は法律、つまり実定法として理解される。

ヘラーは主権をめぐる問題を、意志統一体としての主権の正当化と、主権担当者ないし立法や執行の正統性確保を通じて国家ないし憲法体制の安定とに大別している。もちろん、法を前提にしつつもそれを破る可能性のある意志的決定としての主権と、国家学で取り上げられる「正常性」を「規範性」に高める立法とは無関係ではない。規範的原則を含まないたんなる事実としての正常性は、そのままでは法原則とならない⁽⁸⁾。外的服従のみで妥当性を得る法命題と違い、法原則に必要な規範としての受容、法原則と正常性の関係は、社会における法生成の動態であり、法治国家の実質を示している。もちろん、ヘラーの法原則への依拠は、価値的ないし世界観的画一性の前提もしくは要求を意味しない⁽⁹⁾。しかし、社会的正常性により侵害されうる少数派の存在は、どのように位置づけられるのか。換言すれば、法原則はこのような局面で少数派の利益ないし権利主張に寄与しうるのか。寄与しうるとすればどのようなか。一方で歴史主義に対して強調される、普遍的な法的良心、人間のユートピア性による法理念はどのような関係に立つのか⁽¹⁰⁾。

こうした問題は、国家制度論ないし正義論の中心テーマだが、その枠組みは法概念の定義の中に反映されており、その限界点で上の問題が直接取り上げられる。ヘラーの法概念も、国法学の議論枠組みをうけつつ、共同体權威による決定と法原則の具体化という、矛盾を含んだ二側面から成り立っており、両項の中でも共同体權威形成の過程、法原則の解釈それぞれに同様の対立が内在している。それらが最終的に国家的ないし社会的權威による法の強制と、良心に基づく個人の抵抗にまで至るとしても、そのような「悲劇的」結末以前に法的過程で調整する試み、ないしその営みに、ヘラーの関心の多くは向けられている。したがって、ヘラーの国家学は法から国家ないし政治への転換と割り切るわけにはいかない。むしろ彼が法概念を検討する中でつかみ出した問題点を具体化するものとして「国家学」を捉えることもできる。

いわゆる政治的方向の公法学者は、国家と個人の弁証法的關係を対象の本質的性格と捉え、「国家」への自然科学や数学をモデルにした形式主義的―論理主義的な方法の適用を批判した。それは、単に方法論上の論難に止まるものではなく、かような方法論を成り立たせる「世界観」そのものに対する反省を促し、当時の人間学、現象学などと同題設定の枠組みを共有していた。カウフマンは新カント派法哲学を批判し、ギールケの弟子として、有機体概念に依拠しながら、保守的世界観を支持し、ナシヨナリズム的な連続的發展のなかで個人を定位し直そうとする（本稿（四））。カウフマンは普遍的なものへの志向のなかで、個人を相対化するが、そのなかで上からの統一に重点を置いた議論を展開する。それはゲノッセンシャフト的形成される国民意志論でありながら、その限界への自覚から指導者人格が強調されるに至り、権力的な国家本質論に結びつく。ナシヨナリズムを基礎とする有機体論は、國際關係に関する議論で、権力主義的な国家間の對抗關係というリアリズム的主張となる。

ヘラーもまた、ナシヨナリストとして國際關係の中でのドイツの位置の復権を目指す点で変わりはない。しかしヘ

ラーには、権力主義的国家観は法の意義を過小評価し、国際的秩序形成への道筋を示していないと映った。

政治的―実践的には、このような世界観的背景をもつ精神科学的方法是、いわゆる「ブルジョア」批判という立場で一致している。その限りでは、ヘラーもその一人に数えられるマルクスの影響を受けた左派系統の論者とも一致している。実証主義に対する批判は、同時に「ブルジョア」批判、自由主義批判、「法治国家」的国家理解批判を内在させている。だが、原子化した個人に代わるものは何であり、それをいかに位置づけ克服するかという点では、両者には大きな違いがある。この違いは国家学理論上の装置の中にも組み込まれている。とりわけスメントとヘラーとの対立がこの点に関係する（本稿（五））。実証主義批判、シュミット批判としては共同歩調を示していたといえる両者だが、この否定的・批判的な側面から転じて、自説を具体化するにあたり、大きな理論上の分岐が生じているからである。つまり、スメント批判の文脈で、ヘラー固有の「国家学」が形成されたとも評価できる。

ヘラーはスメントの体験を中心にした統合論に反対する。それは多元的である現実を隠蔽するからである。社会的同質性としての統合、あるいは国家の統一の必要性については、ヘラーにも異存はない。だが、統一の形成の仕方が問題である。多元的であり、また様々な力が働く政治・国家の現実的諸関係を見据えた上で統一問題を処理することがヘラーの課題だった。そして、その中では、当然一定の主体に対するイメージが前提とされている。なぜなら、主体の「活動」によってこそ、国家は形成されていくからである。このような主体の能動的契機を確保するには、それにふさわしい主体が不可欠である。決断能力を有する意志、行動能力をもつ力、これらをどのように位置づけるかという問題とともに、「弁証法的批判を通じて無意識を意識化する」こと⁽¹⁾、つまり「市民の覚醒」「労働者の市民への覚醒」が国家学の実践的課題であると考えている。

方法論的には、リットの現象学がスメントと同じくヘラーにも影響を与えていた。スメントはそれを国家認識に適

用した。リットの社会的共同性の成立の論理そのものを別にしても、部分集団とは異なる特殊な精神的ないし現実的位置を有する「国家」と「社会（の自己組織化）」とはそのまま同一視できるのだろうか。そのことは各人と国家との関係を「我・汝」関係から出発しては構成できず、国家構成との間にギャップが現存していることを意味している。そこで「国家」を「汝」の位置に置くことにより、各人が「国家」を体験するという形を取るなら、当初に想定されていた相互主観的關係は変形を余儀なくされる。更に、理論にも現実との関わりを強調し、ある意味での実践的效果を承認する立場では、それが現実の中で有する政治的ないし社会的意味は等閑視できないはずである。現実の様々な経験的側面が精神化され、結果としてそれらが見落とされるなら、政治的な隠蔽効果をもつ。すると、当初の意図とは反対に国家のある意味での形而上学化とともに、体験の主観化が生ずる危険性がある。

ヘラーはこうした危険性に敏感であり、精神的体験の側面をも対象化・相対化して捉えようとする。ヘラーがリットから離れていくのも、国家学独自の性格を顧慮したためである。⁽¹²⁾かくしてヘラーが構築しようとするのは、現実科学たる社会学としての国家学である。これは体験やその拡張形態としての意味を問題にする精神科学に対して、現実の活動に固有の文脈を認めるものである。スメント、ヘラーともに弁証法的方法を用いる点は共通するが、その弁証法の性格が異なる。スメントの弁証法が統合を作り出すための手段であるのに対して、ヘラーの場合には様々な要素の緊張関係が重要であり、その緊張関係の前提に立ちつつ複眼的視点から国家の統一を形成していくことにその眼目があった。それは、単に理論構成上の問題にとどまらず、ヘラーらの同時代的歴史認識に由来する。政治的ないし法的実践の運命と、逃れがたい状況への対応がその核心をなす。この観点から前章末尾で検討したスメントの市民論とヘラーの市民論との違いは国家学の理論構成に反映され、ヘラーは実証主義国法学の伝統を批判し、更にいわば解釈学的な憲法論の枠組みを脱して、政治学的問題へと議論を拡張した。他方、現実科学（フライヤー）としての国家学

を構想しつつ、ヘラーはウェーバー的な国家社会学を支える方法論に批判的だった。そこには同時代的背景のもと「体験」問題を中心に世代的対立も含めた交錯がある。それがヘラーの思想に近代主義でも反近代主義でもない陰影を与えた。この点を学問や人格のあり方をめぐる同時代的な状況から見てみたい。

(2) 科学的「客観性」と「体験」の相克

① 社会認識と方法

よく知られているように、当時の理論的布置では、実証主義と自由主義に対する批判、とりわけその実証主義・科学主義の哲学的基礎に対して総括的転換を迫る「生の哲学」、そして方法的にはその系譜に属する精神科学的方法が大きな潮流となっていた。すでにみたように、ヘラーも一定程度まで親近性を有しており、そこから導かれる自由主義批判という消極面では、政治的方向も共有していた。だが、ヘラーは、ディルタイのいう「作用連関」という社会的全体性の基本構造、ことにその文化的側面の認識について、このような立場から多くを受け取りつつも、人間の活動的契機を前面に打ち出すことにより、意味的な統合の政治化を回避しようとする。ヘラーがファシズムをヨーロッパにおける文化的危機の一つの診断と捉えながら、その政治的無定見性を批判しているのも、こうした生の哲学に対する態度とある程度まで合致している。

合理主義批判をどのような方向に展開していくかという問題設定、認識と政治性両側面の並行性、これをヘラーもまた意識していた。つまり、彼の法則主義的な国家学や法学、ひいては世界観に対する否定的態度と、リットーメント的な「体験」概念の国家学への導入に慎重だったことに見られる、精神科学的方法に対する距離がそれである。この二正面作戦につき、精神科学的方法を国法学的に展開したスメントとの関係については前章で扱ったが、ここで

はウェーバーを中心とした理論的關係に着目してみたい。ヘラーはウェーバーを、ケルゼンの法則主義的世界觀の原型として論じる場面が多い。だがウェーバーもまた「生の哲学」などとの対決の中で自らの方法論を展開していた。ヘラーも理論的に政治や国家を対象とする際には精神科学的方法から距離をとるが、生の哲学の起爆力を承認しつつも、その否定的性格は批判する。以上のような両者の親近性にもかかわらずヘラーがウェーバーとむしろ対立的な位置に身をおいた理由を「体験」概念に対する態度を通じて考えてみたい。

ヘラーは国家学の方法規定をするにあたって、それはまず自然科学ではなく文化科学と捉えていた。ヘラーはディルタイを引きつつ、人間世界の認識については『豊かな自己の体験からの移入によって』のみ、我々の理解は他の生の表現の内へと迫っていく⁽¹³⁾と述べている。したがって彼は人間世界の認識について一般には精神科学的方法を否定しているわけではなく、文化科学的理解の方法を原則として承認しつつ、更にそれを精神科学と現実科学に分類する。しかし問題は、国家学の方法論そのものに限られず、社会的現実という国家学の主要対象をどのように理解するかでもある。ヘラーは人間の社会的行動を行為と意味との弁証法的統一と捉えている。われわれは社会形象の中で認識対象と実存的に結びつけられ、社会的団体に共働する一員として組み込まれており、それは放棄できない存在、及び意志關係を有している。だが、政治的出来事にとつての恒常値たる「人間の本性」は、「自らの意味と志向とに基づいて環境を改造する」自律的特性にある⁽¹⁴⁾。したがって、意味の場にとどまることなく、行為を通じて能動的關係があるとところに、精神科学的方法との対立点がある。それは、諸価値の葛藤という現実の中で、文化に組み込まれつつ、それを継続発展しようとする人間の姿である。こうした主体理解には、「市民」概念に表現されていた、制度に対する批判的遵法ともいえる、ある種の人間学的前提、あるいは世界觀的前提がある。それに国家の危機、ヨーロッパの

文化的危機という歴史的認識が密接に関係していることはすでに触れたとおりである。人間のこのような特質が、単なる群衆を団体とする。この団体の形成に、自然主義的理解とは異なる社会的、そして政治的現実に対するヘラーの理解がある。国家学の方法として精神科学的な体験概念を据えることは拒絶するが、国家を一要素として含む社会的現実の中では体験概念には固有の位置が与えられる。そこでまず「国家学」の方法に限らず、社会現象の認識に対するヘラーの枠組みに遡ってみよう。

体験の対象となるのは芸術などの意味形象である。そして体験を媒介にしてそれを理解する精神科学は、それぞれの意味形象に固有の法則性をもとに、それを理解する。ヘラーによれば方法としての体験の問題はこのように考えられる。例えば法という意味形象に関して、法教義学という精神科学による法に固有の精神的法則性に即した解釈の意義を認めるが、同時にこの意味形象が現実的社会連関の中でいかなる由来を持ち、いかなる作用を及ぼすかについて、現実科学的にアプローチすることの必要性を説いている。それは、方法として国家学に対する法学的アプローチが妥当でないとの立場につながるが、一方で社会的現実における意味形象の意義をも示唆している。確かに体験される現実とは主観的なものであり、社会的現実と同様ではない。⁽¹⁵⁾しかし社会的現実の文化的条件に関しては、このような「体験」を介した共同性が核心をなす。ここではリットの「視界の交互性」に基づく了解の機能が評価されている。これが民主制を支える社会的同質性の性質論として展開されると、民族精神とか共同体への忠誠心を持ち出すことなく、相互主観的な視角の交互性が積み重なった社会的媒介によって、社会的同質性が世代を超えて継続されるという見方につながる。⁽¹⁶⁾それは超人格的な生の連関ではなく、そこに属する人々が継続的につくりかえながら発展させていくという意味で経験的性格を有する。⁽¹⁷⁾

他方ウェーバーの理解の方法では、社会学は人間個人の主観的動機と意味連関からの説明であり、その営みは「個

人主義的」なものとされ、集合概念は二次的となる⁽¹⁸⁾。こうした主張が批判者に一面化されたイメージを導き、反個人主義、反合理主義的時代意識と重なりあって流通した。ウェーバーの理論社会学の方法に関する議論は実践的側面での個人主義にそのままつながるものではないが、社会学の「方法」も包含した時代意識を介して、ウェーバーの歴史や社会の中での実践的主体観へとつながっている。つまり、ウェーバーは人間行動の中で非合理的契機をもちろん否定しないが、この側面では人間と動物との区別はつかないとして、社会を形成する人間の活動につき理性性の側面の意義を強調する。人間は歴史的環境の中で活動するが、究極の価値選択とその実現の局面では自己の理性に基づくのであり、自覚的に意味の方向づけをする。ウェーバーはこうした観点からロマン主義的な決断主義的人間観を批判するとともに、歴史主義的相対主義をも退けている。ウェーバーにとり精神科学の対象たる「文化」とは人間によって意味と意義とを与えられたものであり、「文化人」とは自覚的に世界に態度をとり、意味を付与する能力と意志を持つものである⁽¹⁹⁾。この世界は諸価値の葛藤にある。その中で主体は究極的世界観との内的関係を維持するべく決断を下さなくてはならない。この決断の要素は近代的主体の宿命である。しかしこの決断は無からの決断ではない。このことはウェーバーの議論が単純な価値相対主義を主張するものではないことも示している。つまり決断の過程では、決断とその究極的価値との関係、具体的行動の実現可能性をめぐる⁽²⁰⁾批判が学問の課題とされる。だが学問の課題はそれにとどまらない。もちろんウェーバーは学問が預言となることを戒め、専門的な課題に専念することに学問が果たすべき職分があると⁽²¹⁾するが、ウェーバーの学問観全体を見渡すと、こうした専門的学問を通じた個々の批判は、近代における主体の位置を啓蒙するという課題を果たすことになる。その意味でウェーバーの学問観は没倫理的なものではなく、諸価値の対立からなる状況の中にとどまりつつ、その中で批判的に自省しながら決断を下していく主体的人格を倫理的に要求しているともいえる⁽²²⁾。ケルゼンについてもこうした側面は含まれているが、この問題を国家学の次

元でより直接的かつ具体的に主張しようとしたのがヘラーである。

しかしヘラーとウェーバーの関係は幾分交錯している。ヘラーは方法論的にはウェーバーの「理念型」概念を批判する。これは「孤立化し、かつ論理的に理念化した抽象の産物」であるために、「国家を客観的な現実構造として表現できず、国家を単に認識主体が任意に行う主観的に考えられた綜合に過ぎないものとしてしか理解できない」からである。⁽²³⁾ヘラーは認識「主体」の価値関心に概念形成を依存させるウェーバーの学問方法論に批判し、その心理学的前提を「アナキズムの主観主義」と批判する。⁽²⁴⁾一方、国家論の実質においてはウェーバーとの類似がしばしば指摘されるし、⁽²⁵⁾じつさい国家学の具体的分析ではウェーバーを肯定的に引用している。この二面的な関係は、両者を取りまく方法論的布置に起因する。方法論的布置とはここで、学問の客観性が学問の世界観的意義・実践的役割からその意義を問い直され、人格のあり方そのものが議論の焦点となっていたことをいうが、ウェーバーを批判した新世代の「学問論」と、それらへのヘラーのスタンスを見ながら、ヘラーの位置どりを確認したい。学問の危機は「市場の話題」(クラカウアー)となっていたのである。

② 「科学批判論」とヘラー

クラカウアーは一九二〇年代前半に、ウェーバーとトレルチの学問論に対して体系性と因果性、相対主義、学問の専門分化を批判した。⁽²⁶⁾クラカウアーは物質文明の発達とそこでの「意味の喪失」、そして核を失った個人という現代の状況を様々な日常的現象の中から描き出している。それをもたらししたのは資本主義と科学であり、こうした「理性の隆盛」は知識と実存との乖離に現れている。社会学方法論での社会学の意義の解明もその延長線上にある。クラカウアーの時代診断はウェーバーの世俗化テーゼに類似しているが、クラカウアーはより現象学的立場に親近性を有し

ており、経験科学的概念化によっては捉えられないリアリティの構造、リアリティの中で括弧に入れられた具体的意味をつかむには、観念論思考や形式的哲学では不適當だと考える。意味喪失の時代にあってはリアリティに関する普遍的で因果的に必然的な知識は断念しなくてはならない。社会学の役割は、社会化された人間存在の志向的な生の顕現に關係し、直接的に体験された社会的な生のリアリティに精通することであり、これに抽象的概念化は役立たない。社会学の出発点は対象そのものにあり、それは概念の閉じたシステムではない。このリアリティの背後にある意味をつかむべく対象そのものに關係していく態度は、神秘主義的なものではなく批判的な分析であり、法則へと世界を分断する形式的思考様式を主たる標的としている。

こうした批判はワイマールの同時代診断、文化的虚偽意識により人格性を喪失した個人の状況を指摘し、真の人格が社会の最上層にしか存在できないとする。⁽²⁸⁾そして「今日の大学生たちの最良部分に見られる『学問嫌悪』は、意味を喪失した素材の蓄積と逃れがたい相對主義というディレンマ……から明らかになる」。⁽²⁹⁾学問は、概念の生との近接性、精神的形象の跳躍、懷疑を脱する目的への欲求に学問が答えられず、生における意味を生み出し得なくなっていることが、「学問の危機」を生み出していた。⁽³⁰⁾こうした意識は精神科学的方法の主唱者にも共有されていたが、ウェーバーやトレルチもこうした危機に立ち向かっていた。⁽³¹⁾

ヘラーは「国家学の危機」を論ずるさいに、クラカウアーの社会科学批判を肯定的に引用し、ヘラーは、ケルゼンの主権概念を、シュミットによる脱人格化批判、クラカウアーの「社会的―タイプの個別性」に論理的機能を与えていないという批判をとりあげるとともに、科学ないし学問批判の要点、社会学の性格規定についても肯定的に取り上げている。⁽³²⁾社会的―タイプの個別性とは、個々人の意識や行動が、その人の社会的位置とそこにおける様々な社会的影響により、同一のパターンを示すことをいう。

これは、ウェーバーの方法論を批判するさいに、その心理学的前提をも問題にしていたことと通じており、ヘラーが国家学の方法問題にどのような態度で迫っているかを示している。ウェーバー的主観主義に対してヘラーはいう。「現実の人間は、現実の社会生活を、決してカオスないしは全く無限に存在するものとしてではなく、現実の人間それ自身を包含しており、この内にあって現実の人間が国家を主観的綜合によって作り出すのではなく、客観的・実在的な形成として見いだす構造化された活動連関として体験する⁽³⁵⁾」。たしかに、クラカウアーの社会学方法論と社会的国家学方法論には、問題設定の違いがあるが、ウェーバー的な方法論が人間の社会的現実を形づくる「体験連関」を破壊するものと批判され、この限りで法則主義的世界観の中にウェーバーも位置づけられる。

もっとも、ウェーバーの理解社会学はディルタイ的な「体験」概念から多くを受容しており、「体験」概念の含意する問題提起を受けとめている⁽³⁵⁾。ウェーバーにとつては体験そのものではなく、体験の概念的把握が重要だった。「体験」について、ウェーバーはすでに歴史科学の方法論をめぐって批判を加えているが、それは必ずしも体験概念一般の否定ではなく、心理学的体験概念を否定しつつ科学的方法の中に批判的に吸収する⁽³⁶⁾。つまり追体験的な歴史理解は発見的方法として精神科学に必要だが、科学としては自然科学と同様の論理概念を用いるとする。そしてまた、こうした方法論的構築における綜合での「体験」概念への配慮だけでなく、この概念による問題提起が批判対象とした自然主義的法則主義をも、ウェーバーは批判する。したがって、ワイマール国法学の中で取り上げられた方法問題につき、合理主義をめぐる問題状況を既に把握しつつ合理主義に踏みとどまった。体験概念に批判的に対峙するヘラーもこうした方向である。

こうした側面は、エリヒ・フォン・カラーによるウェーバーの方法論批判に対するヘラーの評価にあらわれている。カラーはゲオルゲ・クライスの一員であり、その学問論は、ギリシャ古典文化との対比で、自然主義、機械主

義、知性万能主義を批判し、創造的な原体験を獲得する能力のある全人格を陶冶する指導者を、既成の学問や学者に代えて要求する。⁽³⁷⁾これはウェーバーの講壇禁欲に代表される態度と対立する。トレルチはカール・レーンクの議論を同時代的な様々な傾向の中で位置づけながら、この「新ロマン主義」が学問と哲学と実践的生活態度とを混同していると批判しているが、ヘラーもこれに近い。

ヘラーはカール・レーンクに、ファシズム論の文脈で言及したうえで、生の哲学がこのように政治的次元にまで射程を広げて既成の価値観を転覆しながら、新たな方向を示せないことに批判を向ける。⁽³⁸⁾それはファシズムへの批判的態度の法論の次元での展開である。ヘラーにとり生の全体性はもはや存在せず、それを所与のものとして前提にしたり、観照したりすることは、少なくとも国家学に関しては、神秘的な形而上学に陥るとみえる。国家をとりまく活動や国家学の課題は、多様性の中に立ちつつ、絶えず人間の能動的な決断を介して統一を、具体的全体性を構築していくことにある。⁽³⁹⁾ヘラーの国家学方法論は飽くまでも「国家学」方法論であり、国家の現実構造が理論として把握可能かどうかを評価する尺度になるとともに、この把握そのものが単なる理解の問題ではなく、実践の文脈にも組み込まれている。

その限りでヘラーの時代認識はウェーバーのそれと多くの点で重なり合う。だが学問の課題という点では両者には大きな隔たりがある。学問を専門分化した人間の活動の中で捉え、明証性を与えることにこそ学問の課題があり、人間を直接に動機づけることにはみないウェーバーの学問論に対して、ヘラーは上述のようなウェーバー批判をくぐっている。ウェーバーは「職業としての学問」で、これらウェーバー批判と通底する、「戦争体験」を媒介にし、新たな時代の預言者を待望する青年に、その不毛性を指摘する。⁽⁴⁰⁾ヘラーはこのような「戦争体験」の過大評価にはくみしない。だがヘラーの関心が学問の課題・方法を含めて総体的な文化の危機を克服することにあるため、その限りで新

たな統合をもたらそうとする動きに対しては一定程度の親近感を寄せている。そしてヘラーの国家学の性質から、ここでの「体験」概念に対する評価は、ウェーバーとは違った形で、つまり理解の道具としてのみならず、方法論をも含めた人間の相互関係の構成の問題にも入り込んでくる。

このことはウェーバーとヘラーの世代的相違でもある。⁽⁴¹⁾つまり上述のように、ヘラーの時代や世代では、ウェーバーの方法論は既に克服の対象ともなり、ヘラーも一定の距離をとりつつも、ウェーバー的世界からの脱却を目指すという限りで、「体験」世代に属している。ヘラーは若い頃から社会主義の青年教育に従事しており、自分の回りにいる若い世代の可能性に強い期待を抱いていた。⁽⁴²⁾その立場は、専門分化し、硬直化した学問状況には批判的だが、ゲオルゲ・クライスのような神秘的意味での全人格的教育ではない。「かつての多くの神々は、その魔力を失い従って非人格的な単なる力となりながら、しかもその墓より立ち現れ、我々の生活への支配を求めて今や再び互いにその永遠の争いをはじめている。しかし現代の若い世代にとって、もっとも困難なことは、かかる状態に堪えることである。かの「体験」を求めている努力はすべてこの意味の弱さに発する。というのは、弱さとは即ち時代の宿命をともに見ることのできないことだからである」。⁽⁴³⁾ヘラーも決してこのようなウェーバーの主張を否定するわけではない。もちろんヘラーが認めている体験はここでウェーバーが批判しているそれではない。⁽⁴⁴⁾ヘラーは「体験」が社会や国家の問題解決に不可欠であることを認めつつ、それを神秘的な次元から解放しようとしている。つまり、体験を人間の能動的活動と弁証法的関係におくことにより、組織の問題へと転軸しようとしている。その具体相は社会主義文化の問題として扱わなくてはならないが、さしあたりここではヘラーにとり方法の問題も純理論的なものとして孤立しているのではなく、自覚的に人間活動の一環として捉えられており、またそうすることによってのみ人間世界の総体的把握が可能であると考えられていたことを確認しておきたい。そして方法論の問題は、知識の客観性の問題にとどまらず、

人間にとって知とは何かという問題にもなる。

(3) 知と人格形成

学問論におけるウェーバー批判は世界観の転換を背景として展開されていた。これは国法学上の実証主義批判と同一の枠組みに属する。しかしウェーバーは価値関係科学に固有の論理を指摘しており、方法論をも含めてその議論は時代意識と文化批判に支えられていた。ウェーバーのいう「文化人」というテーゼはこのことを価値や歴史と関わる主体の側から示している。⁽⁴⁵⁾つまり、方法論上のウェーバー批判、つまり価値判断の客観性の「意義」をめぐる問題はウェーバーの諸議論で自覚されていた。

この問題はヘラーの中では、彼が実際に携わっていた成人教育の理念に現れている。ヘラーは国民成人学校の課題を成人国民に人類の普遍的文化財、とりわけドイツ国民の文化財との取り組みを可能にすることとしている。⁽⁴⁶⁾それは単に文化を享受するというような受動的なものではない。「知とは外的な力ではなく、内的な喜びである」。そこでの教育ないし教養はいかにして可能なのか。このことが知のあり方と関係する。「教育（養）とは体験された知である」。教養とは一方では精神世界の所有、つまり芸術や知の国から確実なデータや特定の知識の獲得である。しかし教養は知識のカード箱以上のものである。「教養がある人物とは、自らの精神世界が意味あるものとなった者、自らの知識が体験となった者、自らの知見をもって内面的に何事かをはじめようとする者である」。⁽⁴⁷⁾死した知識に活力を与え、生にとって意味あるものとする必要であり、それが教養の姿であるという。

ここでは客観主義的な知識観が否定されているとともに、観照的な文化との関係も退けられている。各人は文化財との関わりを通じて多かれ少なかれ統一的自己の世界観を形成するが、その統一性とは論理的な無矛盾性にとどま

らない。その意味は、世界観の統一性が意識内容の哲学的体系性ではなく、人格の中にあるということである。つまり人格的解釈の余地が重視されるのであり、その意味で内的矛盾は要請さえされるという。この解釈とは自らの人格的価値観点からの意識的無意識的な整理とはいえ、この価値観点もまた知識の集積の中から生まれてくるという。

このような知識と人格との関係を前提とした教育のあり方は、次のようにいわれる。「国民成人学校の教師すべてに無条件に要求されることは、教師が聴講者に提示する知識に関わるすべてをいくつかの大きな指導的理念に還元することである。これらの理念は知識の素材そのものから生まれてくるものでなくてはならず、国民成人学校の生徒を動かす大問題との生き生きした関係を有していなければならない」⁽⁴⁸⁾。統一的な世界観が存在しない状況の中では教師は世界観を聴講者に告げることにはできない。教師は聴講者が自己の世界観にいたる様々な方法を示すだけであり、聴講者自身が自己の教養の理想を無限なものの中に探求し、自己の特定された教養の理想を有限なものの中に捜し求めるのである。⁽⁴⁹⁾

これはウェーバーが価値相対主義と学問の関係について述べていたところに近い。学問と人格的指導との関係についていえば、機械化された世界に対する批判から退行的な牧歌的調和像をもって克服の道を探るようなロマン主義にはヘラーもまた否定的であり、学問ないし論理の固有の意義を強調している。そして教師の立場での価値観の強要も否定している。しかしヘラーは知と人格形成ないし教育との関係をより具体的、積極的に考えている。それには、ウェーバーの学問論での議論が大学の講堂を念頭に置いており、相互批判が成り立たないような場を前提としているのに対して、ヘラーの国民学校はより開かれた民主的なものとして構想されていることに一つの理由がある。トレルチも指摘しているように旧来の学問の問題が、アカデミックな大学という制度そのものまで含んだ形で批判が加えらるという状況では、その違いに一定の意味を読み取れるだろう。⁽⁵⁰⁾

しかし問題はそうした外在的原因だけにとどまるものではない。それと無関係というわけではないが、ヘラーは認識と実践との関係を交差的なものとして捉えており、とりわけ社会的現実に関する学について理論は未来形成的なものとして実践に対する自覚的作用が必要だと考えている。⁽⁵¹⁾ このことはとりわけヘラーが研究に専念するようになって以後、特に「国家学」の中で強調されている。その中ではある種合理化された「体験」の位置づけも含めて、国家全体の次元で人格と知、実践と理論という問題が、例えば国民と国家などとして繰り返されている。⁽⁵²⁾

さて、ここまでではヘラーを中心にしてウェーバーとの関係を検討してみたが、イエリネクについてそうだったように、ウェーバーに関しても、そこに内在化されていた諸要素を本稿で取り上げた各論者は拡大して議論しているとも言える。しかしながら時代の中には、西洋合理主義に踏みとどまったウェーバーとは異なり、むしろ主観・客観の二元論や形式主義の批判にあり、それは本来の人間や価値の回復を目的としていた。⁽⁵³⁾ そして学科の性質上、政治的主体の問題が対象とされると、ウェーバー流の主体が共同性を欠いたものと映ったとしても不思議ではない。⁽⁵⁴⁾ また、政治理論の側面では、ウェーバーの議論には指導的政治家の資質を強調する一面があり、そのことが決断主義的政治理論であるとの印象を与えることにもなった。⁽⁵⁵⁾ ワイマール期国法学の論者によるウェーバー受容を概観してみると、社会学的分析の実質を別にすれば、ウェーバーの方法論的主張である存在と価値の二元論、学問の価値中立性を法学の中で展開したものとしてケルゼンは位置づけられるし、そこでの認識論的主観の位置づけをも含めた個人主義的性格に対して批判を向けたものに、スメントやヘラーがある。またカリスマ的指導者への願望ともとられる政治理論での権力国家的主張を——一面的にはあれ——受け入れたものとして、カウフマンがあり、シュミットもある意味ではこの列に加わる。⁽⁵⁶⁾ このようにワイマール期国法学の議論はウェーバーの諸議論を——自覚的に下敷きしているかど

うかは別として——いささか性急に敷衍している。他方でこうした諸議論を再統合しようとしたヘラーの議論はウェーバーの中では入り組んでいた学問と実践との関係をより直截に「国家学」として表現した。

ヘラーがウェーバーの議論をすんなりと受容できなかった原因は、ウェーバーの方法論をいわば文字どおりに受容したケルゼンとの関係にも妥当する。この点をついたヘラーによるケルゼン批判は、必ずしもケルゼンの議論に内在的には妥当しない面もあるとはいえ、ワイマール期の議論全体を通覧してみれば、ヘラーの無理解というよりケルゼンの問題性に関して正鵠を射ている。その批判的側面や社会論、あるいはその依拠する批判的人間像といった実質的内容については接近しながら方法的に厳しく対立していたことは、方法の問題が有していた政治性を教えてくれる。上述のようにケルゼンも方法の政治性について無自覚ではなく、学問の政治との関係を自己の問題としていた。

しかし両者の関係は分断されたままだった。それを有機的に展開しなくてはならないというのがヘラーの議論であり、それはケルゼンの弱点である。⁽⁹⁷⁾ヘラーが実証主義を批判する場合に同じ陣営に属する論者は、合理主義的近代そのものを方法的に問題にするという視角を共有していた。ヘラーは反面でこのような潮流に属していながら、そこに見られるロマン主義的な権威主義的な性格を脱色し、再度合理的に権威や人格の問題を国家学の中で構成しようとした。その具体的構想を以下で検討していく。社会認識の具体的あり方についても、法概念の構成を検討するさいに振り返りたい。

(一) Wolfgang Schlöchter, *Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat*, 1968, S. 17 ff. 『社会的法治国家への決断』(今井弘道訳)、一九九一年、七頁以下。なお、イエリネクとウェーバーの関係に「き」最近では Jens Kisten, *Georg Jellinek und die klassische Staatslehre*, 2000, S. 118ff. また Stefan Breuer, *Georg Jellinek und Max Weber*, 1999 が簡潔にまとめられている。イエリネクとの関

係については、法概念論に関してふり返りたい。

- (2) Georg Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 1900/3. Aufl., 1914, S. 337 ff. イェリネック『一般国家学』(青部信善他訳)一九七六年二七六頁以下。法と道德の關係については周知の「法は論理的なものの最小限」との定義。Vgl. Jellinek, *Die sozialistische Bedeutung von Recht, Unrecht und Strafe*, 2. Aufl., 1908, S. IV.
- (3) 方法の観点に限らず、ケラーの法原則も事実的なものの規範力の一改釈と捉えられる。
- (4) Heller, *Bemerkungen zur Problematik der modernen Staats- und Rechtsstheorie*, 1929, in: Christoph Müller (Hrsg.), Heller, *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, Aufl. 1992, S. 260. 「現代国家理論及び法理論の問題性に関する覚え書」(ケラー『国家学の危機』(今井大野/山崎訳)一九九一年六二頁。
- (5) Heller, *Bemerkungen*, S. 267. 「現代国家理論及び法理論に関する覚え書」七二—七三頁。
- (6) Heller, *Die Souveränität*, 1927, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, S. 92f. ケラー『主権論』(大野/住吉/山崎訳)一九九九—二〇〇一頁、五七頁。
- (7) Heller, *Die Souveränität* S. 92f. 『主権論』五七頁。
- (8) Heller, *Die Souveränität*, S. 146f. 『主権論』一一二頁。
- (9) Vgl. Michael W. Hebeisen, *Souveränität in Frage gestellt*, 1995, Baden-Baden, S. 500.
- (10) Heller, *Staatslehre*, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 3, 2. Aufl. 1992, S. 329, 330. 『国家学』(安世舟訳)一九七一年三一九—三二〇頁。
- (11) Heller, *Staatslehre*, S. 48f. ケラー『国家学』八七頁。なお市民概念については、古賀敏太『シュミット・ルネッサンス』二〇〇七年、第七章がシュミットも含めて整理されている。
- (12) スメントも戦後に統合理論の問題点について、このような観点から批判している。Rudolf Smend, *Integrationslehre*, 1956, in: Smend, *Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze*, 3. Aufl. 1994, S. 480 ff. 「統合理論がある程度一面的で欠点があったことは争えない。統合理論は、その対象の特性と固有の認識傾向に応じて、規範と事実とをできる限り広範に一致させるように努めた。両者の間の緊張と法の特性とがその点で欠落してしまう——憲法法の特性についても、組織や意思形成の契機が極端に目立たなくなるという限りで。統合理論は、C・シュミットの限界事例への志向とは対照的に、通常の國家の現実を扱おうとする。統合理論は、再びその基本傾向と同時にまさしく一定の弁証法的傾向の結果として、あまりにもほとんど自動的に成立する全体性と現実とを調和させようとした。その点で歴史と行爲とは欠落する——そして他方では國家の統一構造が過大評価され(おそらくは作用統一体としてのみ

捉えられる代わりに、H・ヘラーは、個々人の組み込みをあまりにも問題視しなくなる可能性がある。個々人の実存的同一化（P・エルツェン）は、統合理論の重大な関心事である。ここで統合理論は、すでに出発点で次のようなはっきりとした是正を要する欠点があった。つまり、統合理論はテオドア・リットの思考様式を借用しているが、第一に言語共同体という問題なく完結した圏域に向けられたリットの範疇的記述に依拠したため、問題として課されている憲法生活の対象としての多様性を十分に顧慮していなかった。」

(13) Heller, Staatslehre, S. 128『国家学』六九頁。

(14) 著者Heller, Vom Wesen der Kultur, 1924, in: Gesammelte Schriften, Bd. 1, 2, Aufl. 1992, S. 425 ff.; Staatslehre, S. 200, 『国家学』一六三—一六四頁など。

(15) Heller, Staatslehre, S. 168『国家学』一六六頁。ここで批判されているのは、リットとコメントである。

(16) Heller, Staatslehre, S. 187『国家学』一四八頁。

(17) 社会的現実の中での象徴や代表象の意義を否定しないが、それが現実には及ぼす作用は、それらを受容することによる統合作用だけではなく、それらに反発することによっても生まれるというように、過度な一般化は慎んでいる。Heller, Staatslehre, S. 189『国家学』一五〇頁。

(18) ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』（林道義訳）、一九八〇年、三三—三三頁。

(19) Dieter Henrich, Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers, 1962, S. 49, 109, 112, 116, 122, 130によれば、この文化人は「体験」というもっぱら受動的・感覚的な人間から目的設定的存在としての人間への啓蒙の所産として生ずるものであり、その課題を学問が引き受けることされる。この「啓蒙」は、日常の表層からの脱却とされる。その近代的日常との距離のとり方は、ある種実存主義的色彩を帯びたものといえるが、その解決の方向はあくまでも合理主義的なものである。つまり、脱・近代的方向ではなく、近代に踏みとまるものである。また、シュルツター「価値自由と責任倫理」「現世支配の合理主義」（米沢／梶目訳）、一九八四年、一三三頁。「科学は、政治に関する決断主義的な見方と技術至上主義的な見方にはそぐわない、一箇の社会意識を育て上げる。その意識は…その決断が特殊な形で科学に関係づけられているという観念である。…実践的な態度決定の科学的批判によって文化的自己了解が普及することになり、これが普及することによって逆に科学も、新しい、政治的にも重要な問題設定を促されることになる。」

(20) 加藤新平『法哲学概論』一九七六年における価値相対主義論も参照。

(21) ウェーバー「職業としての学問」（尾高邦雄訳）、一九三六年。

(22) Henrich, Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers, S. 108 ff. は、これを「産婆術」的なものと表現している。

(23) もっともウェーバーの理念型概念の成立に関する現象学の影響を指摘するものもあり、このような見地からはヘラーの議論は妥当

をせむ。 Cf. Kenneth R. Muse, Edmund Husserl's Impact on Max Weber, 1981, in: Peter Hamilton (ed.), Max Weber: Critical Assessments 2, Section 2, pp. 254-263.

(24) Heller, Staatslehre, S. 159, 『国家学』一〇六—一〇七頁。

(25) Christoph Müller, Bemerkungen zur Kelsen-Rezeption Hermann Hellers, in: Müller/Staff (Hg.), Der soziale Rechtsstaat, 1984, S. 702 ff. Ch・シタラー「クルマン・ヘラーとハンス・ケルゼン間の論争についての批判的論評」(兼子義人訳)『Ch・シタラー／I・シタラー編著『ワイマール共和国の憲法状況と国家学』(安／山口編訳)』一九八九年、三二〇頁以下、また、『Schlucher, Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat, S. 284 ff. 『社会的法治国家への決断』三六八頁以下。安世舟「訳者解説」ヘラー『国家学』四七四頁

(26) 参照、上山安敏『神話と科学』一九八四年、二六頁以下。本節全体について同書に示唆を受けている。

(27) Siegfried Kracauer, Soziologie als Wissenschaft, 1922, S. 102, auch in: Kracauer, Schriften, Bd. 1, 1971, S. 81. クラカウアーに「いつては」たゞは David Frisby, 'Fragments of Modernity', 1986, pp. 109-188, なお、シタットの「概念の社会学」とヘラーが並べて引き合いに出す「精神科学的心理学」は、性格が異なるように思われる。シタットの概念の社会学の特徴については、和仁陽『教会・公法学・国家』一九九〇年、一三〇頁以下に詳しい。また大竹弘二『正戦と内戦』二〇〇九年、は国際秩序論を詳細かつ明確に検討するが、この関係では第一章。

(28) Kracauer, Die Angestellten, 1930, in: Schriften Bd. 1, 1971, S. 20. 久保哲司「個と集合：ジンメル・クラカウアー・ベンヤミンにおけるモデルネ」一九九三年、『橋論叢』一〇九卷三号、三六〇—三七七頁。

(29) Kracauer, Die Wissenschaftskrisis, in: Frankfurter Zeitung, Donnerstag, 8. März 1923, auch in: Inka Mülder-Bach (Hg.), Kracauer, Schriften, Bd. 5.1, 1990, S. 212 ff. S. 213.

(30) Kracauer, Die Wissenschaftskrisis, は「トレルチ(歴史主義とその諸問題)とウェーバー(学問論集)に対する書評であり、絶対的なものとの関係のあり方がテーマとなっている。」「学問そのものによって、あるいは哲学的思弁の助けを借りて、青年の目覚めた良心により呼び出された「学問の危機」は解決されず、その克服にはむしろ、学問がここで考えられたそれと同じくこうした範囲でおよそ可能になっている精神的状況全体から現実へ脱却することが必要とされる。相対主義的思考の根絶、寄る辺なき無限性に反対する眼差しの遮断、それらすべてが現実に行われている、全存在、変転と結びついている——そしておそらくはそれにだけ結びついてすらない。そこでいかにして、そうした変転によりあるいは生じるかもしれない絶対的なものへの入り込みの後に、精神的な事象が描かれるか、どのような限界をその認識に捧げられた「学問」が被るのか。それを確認するのは、本考察の意図と可能性を超えている。」S.

221.

(16) クラカウアーは、トレルチは意味の諸連関の構成を評価に結びつけた点で正解であり、ウェーバーは価値決定の相対性を学問の立場から主張した点で正解だとする。Krakauer, *Die Wissenschaftskrisis*, in: *Schriften*, Bd. 5.1, S.221.

(17) Heller, *Krisis der Staatslehre*, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, S. 23, Anm. 65 u. S.27, Anm. 80. 「国家学の危機」『国家学の危機』112頁、113頁、114頁、115頁。註 23 及び 24. *Soziologie des Souveränitätsbegriffs und politische Theologie*, in: *Hauptprobleme der Soziologie* Erinnerungsgabe für Max Weber, 1923 u.u.d. Siegfried Marck, *Substanz- und Funktionsbegriff in der Rechtsphilosophie*, 1925 による現象学的自我概念への転換が肯定的に取り上げられている。なお、クラカウアーの「社会的タイプ」および「社会的タイプ」の個別性」については、Krakauer, *Soziologie als Wissenschaft*, in: *Schriften*, Bd. 1, S. 67, 69ff. なお、クラカウアーは社会的形式を表現形式と目的形式に区別しており (S. 71)、ヘラーの枠組みないし展開からは親近性があると思われるが、これには言及されていない。

(18) Heller, *Staatslehre*, S. 159, 「国家学」101頁。

(19) このあたりは『国家学の危機』と『国家学』との時代的違い、現実科学としての国家学の確立過程と関連する。

(20) この点に関係するものとして、W. J. モンゼン「理解」と「理念型」『マックス・ウェーバー』(中村／米沢／嘉目訳)、一九七七年、三二七頁以下。

(21) ウェーバー『ロッシェンとクニース(一)』(松井秀親訳)、一九五五年、五七―五八頁。

(22) Erich von Kahler, *Der Beruf der Wissenschaft*, 1920, 以下について、ウェーバー的立場から批判するものとして、Ernst Troeltsch, *Die Revolution in der Wissenschaft*, 1921, in: *Schmollers Jahrbuch* 45, auch in: Troeltsch, *Gesammelte Schriften* (Hg. H. Baron), Bd. VI., S. 653 ff. もしくはトレルチは哲学の性格に関して、カラーの懐疑主義や価値を力尽くで肯定するような英雄主義よりも、カラーの感知可能な本能に親近感を抱いている (Gesammelte Schriften, S. 673)。カラーとウェーバーの関係については、Eduardo Massimilla, *Ansichten zu Weber*, 2008, S. 43 ff.

(23) 「政治的内容の真摯な刷新に生るの哲学が違ふのは、それが原則的に存在と当為をすでに政治的次元で一致させてしまふ、それによって、自分で手にしておらず熱望しているにすぎない古代の素朴さを前提にしているためである。」「古代ギリシャの当為は最も深い古代ギリシャの存在に他ならなかったように……我らの当為も我らの最も深き存在に他ならない。」だが同時に「存在と当為のこうした一致はもはやギリシャの造物主の「一義的に安定した統一性」をもとにしては実現されず、「流動のなかで安定した生の統一」をもとにしてのみ実現可能であることは洞察されている。すると相変わらず進歩がないことになる。なぜなら、まさに私たちは「有機

的なものの生成、そして内的多様性と難解さ」に直面しているため、健康な生「活」か病的な生「活」か、正しい生「活」か正しくない生「活」かという決定の前に、私たちは立たされているからである。美的・倫理的な生の価値を支持する決定、とくにシュテファン・ゲオルゲに体现された掟「法則」を支持する決定は、政治的統合力を手にしていない。なぜならここでは、輕蔑された大衆には無関係で無関心であり、こうした大衆は同情なき高慢によって形を与えられることも消滅させられることもありえないからに他ならない。絶対的なものと関係を持たず、個人、階級、国民、そして人種を拘束する法理念もないため、生の哲学は政治的なものなからで、一九世紀実証主義に劣らず、*「生命力ある掟／法則」*に到達していない。」Heller, *Europa und Facismus*, 1929/2. Aufl. 1931, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. I, S. 492-493. 「ヨーロッパとファシズム」ヘラー『ナショナリズムとヨーロッパ』(大野・細井訳)、二〇〇四年、一五六―一五七頁。最初の二つの引用が、Kahler, *Beruf der Wissenschaft*, S. 44, 45である。カーラーはウェーバーについて、同所で次のようにいう。「マックス・ウェーバーのおかした誤りは、彼が当時必要であった一なるものが後に合理的に解体されたことから、今日再び必要となっている一なるものが不可能だと結論づけたところにあり、この誤りは、彼が当時実際に実現されていた必然性の一回的性格と、今日実現されねばならない必然性の一回的性格とを見誤っているところにある。彼がそのすべての進歩信仰をもって、それどころかまさに彼の狭い合理性による進歩信仰の故にこそ、といわねばならないが、かくて生き生きしたものの真の全体的進行へと迫っていない」というところにある。」(S. 45) 古い学問は「生き生きしたものの生成と進行」(S. 46)に包括されねばならないと云う。

(39) Heller, *Staatslehre*, S. 153 「国家学」一〇〇頁。

(40) ウェーバー『職業としての学問』二四、二九、四二、五六頁。

(41) ウェーバーは一八六四年生まれ、ヘラーは一八九一年生まれ。

(42) Heller, *Unternehmungen in deutschen Parteilieben*, 1926/27, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. I, S. 567, *Wandelungen in der Studentschaft*, 1932, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. I, S. 717 ff. も「ともこれらの論説では、前者では経済的危機以降、後者はナチ化の進行という状況の中で、青年の質が変化したことへの危惧が述べられているが、その基本には、依然としてドイツの将来に関する青年の意義と潜在的可能性は評価されている。」Vgl. Fritz Borinski, Hermann Heller: *Lehrer der Jugend und Vorkämpfer der freien Erwachsenenbildung*, in: Müller/Stauff (Hrsg.) *Der soziale Rechtsstaat*, S. 197.

(43) ウェーバー『職業としての学問』五六頁。

(44) たとえば戦争体験の神化への批判として、ワイマール末期のものが、「権威的自由主義」では「全体国家」の理想を「青年運動や戦争体験から生まれた、誠実ではあるが政治的には漠然とした夢想」としている。それを夢想ではなく合理化するのが、ヘラーの課

題だった。Heller, *Autoritärer Liberalismus?*, 1933, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, S. 648; 「権威的自由主義」、「国家学の危機」一九七頁。

- (45) 方法論と主体性の問題に関しては、シュルプター『近代合理主義の成立』（嘉田克彦訳）、一九八七年、特に三、「価値自由と責任倫理」「現世支配の合理主義」（米沢／鼎目訳）所収。W・J・モムゼン「理解」と「理念型」『マックス・ウェーバー——社会・政治・歴史』（中村／嘉田／米沢訳）所収。ギテンズ「ウェーバーの思想における政治と社会学」（岩野弘一訳）、一九八八年、今井弘道「自立的「人格」と公的判断」『名古屋大学法政論集』一一九号。古典的なものとして、K・レーヴィット「ウェーバーとマルクス」（柴田／脇／安藤訳）、一九六六年。

- (46) Heller, *Gestalt und Ziel der deutschen Volkshochschule*, 1919, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 1, S. 589 ff.: 592. なお、この講演がラートブルフとともに行われているように、このような文化財の見方は多分にラートブルフの「超人格的世界観」に類似している。ヘラーの成人教育については、山口利男「ヘルマン・ヘラーの政治教育論」、横越英一編『政治学と現代世界』所収、一九八三年、六一—三頁以下に詳しい。また、同『ヘルマン・ヘラーと現代』二〇〇二年。発展的に、同『Mittbürgerの概念』、『名古屋大学法政論集』四二号、一九六七年、一頁。

- (47) Heller, *Gestalt und Ziel der deutschen Volkshochschule*, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 1, S. 593.

- (48) Heller, *Gestalt und Ziel der deutschen Volkshochschule*, S. 594.

- (49) このような意味でヘラーは政党学校と成人学校の性格の違いを述べ、世界観の対立は精神次元の問題であり、権力次元の問題ではなっていない。Heller, *Volkshochschule und Partischule*, 1919/20, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 1, S. 604.

- (50) ヘラーが国民学校で行っていた教育の具体的ありようについては、参加者の証言として、Fritz Borinski, Hermann Heller: *Lehrer der Jugend und Vorkämpfer der freien Erwachsenenbildung*. (現代の) 大学教員についても、その最大の課題は、「精神的な水準を下げることなく生氣ある今日の問題との明らかに失われてしまった結びつきを見つけたこと」にあるとしている。Heller, *Wandlungen in der Studentenschaft*, 1932, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. 1, S. 720.

- (51) *Schluchter, Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat*, S. 147 ff.; 「社会的法治国家への決断」一六八頁以下は認識意志と権力意志との交錯という観点からこの点を指摘する。

- (52) ウェーバーの視点は自分の属している時代の流れに抗しつつも近代合理性の側に立ち、近代以降の問題をより長い視角の中で捉え、その中で主体の位置——それは諸価値に引き裂かれているという意味で悲劇的である——を提示しようとしていた。それは学究としてのウェーバーの態度でもあるのだが、このような次元で提示される人格は、英雄的色彩を帯びている。果たして大衆社会に生きる一般

の人々にそれは耐え得るであろうか。ヘラーは自ら教育に携わっていたこともあり、自分の周囲にある諸要素を足がかりにして、より広い大衆の中に政治的啓蒙を施す必要があると意識していた。ウェーバーにもこのような傾向はあるが、彼はそれを「学問」の立場から直接に行うことはしない。こうしたスタンスの違いが学問の性格づけや方法論に反映していると言える。

(53) この近代をめぐる問題はおよそ一九世紀以降の重要な哲学者のモチーフをなしている。ワイマールの同時代ではいうまでもなくハイデガーがそうだし、マルクスについても同様の指摘が可能である。

(54) この点は価値に関する倫理的根本主義と多元主義との結合に関し、価値討議の可能性の否定であるというアルバートのウェーバー批判に関係する。ハンス・アルバート『批判的理性論考』(秋原能久訳、一九八五年。シュルフターは上述の方法論の倫理性という観点から、アルバートの批判は拙速であると考えているようだが、制度的次元——つまり国家学次元——では、官僚制化に対する個人の活動の自由の確保というウェーバーの中心的関心(「新秩序ドイツの議会と政府」ウェーバー『政治論集2』(中村貞二訳、一九八二年、三六四頁)からしても、主意主義的ないし決断主義的色彩が強いことを指摘している(二三六頁)。

(55) 代表的なものとして、Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920 (1959/1974), Mommsen『マックス・ウェーバーとドイツ政治 1890-1920』(安ノ五十嵐/田中訳、一九九三年、2 (安ノ五十嵐/小林/牧野訳、一九九四年。

(56) ウェーバーとこれらの人々との関係については、本稿では個々に検討することはできなかった。前提としてウェーバーの全体像を議論する必要があるからである。なおウェーバーとシュミットとの関係について、カリスマ的指導者論での類似性を下敷きにしつつ両者の相違を「責任倫理」の自覚に見るものとして、K・レーヴィット「ウェーバーとシュミット」、C・シュミット『政治神学』(田中ノ原田訳、一九七一年、所収)。

(57) こうした「有機的」ケルゼン評価としては今井弘道による「所有的個人主義批判者としてのハンス・ケルゼン」理解がある(『思想的ケルゼン研究・序説』『北大法学論集』三三巻一、一九八一年、一頁、八六頁以下)。もちろん本稿でのケルゼンの位置づけはケルゼンの諸議論を有機的に理解しようとする試みの意義を減殺するものではない。ただしワイマール国法学全体の評価としてはこのようにいえるということである。つまりワイマール国法学の諸議論は相互批判の上に成り立っており、そのことがそれぞれの議論が不十分であるにも拘らず、全体として様々な方法論的問題やイデオロギ的背景ないし危険性を明らかにしているからである。そして本稿でヘラーを中心にしたのは、こうした批判的側面に最も行き届いた整理を行い、その上に立って自己の議論を展開しているからである。